

処 分 基 準

平成19年8月8日作成

法 令 名	火薬類取締法
根 拠 条 項	第25条第3項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法 第25条第1項(消費) 第50条の2第1項(猟銃用火薬類等の特則)
処 分 基 準	爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3024、3034
備 考	